

厚木市と清川村との廃乾電池等処理の事務委託について

1 経過

現在、本市では、清川村と可燃性一般廃棄物及び粗大ごみの処理の事務を受託しておりますが、令和4年9月1日付けで清川村長から、廃乾電池等の処理に関する事務委託に係る協議の申し入れがありました。

2 協議の申し入れに対する検討結果

(1) 受入量等について

清川村 受入量 約2 t/年 平均 0.16~0.17 t/月
厚木市 搬出量 R3年 最大実績値 14 t/月 平均 6.8 t/月
保管形態 ドラム缶、フレコンバッグ、コンテナ

(2) 受託に係る経費について

経費については、本市の廃棄物と混載するため、保管費等の経費は発生しない。

(3) 検討結果

廃棄物が0.16~0.17 t/月増えた場合でも、保管にあたって支障はなく、新たな保管費等の経費も発生しないため、事務委託について問題はない。

3 事務委託の概要

(1) 事務委託を受ける廃棄物の種類

廃乾電池、廃蛍光管、その他水銀を含む廃棄物（水銀体温計など）

(2) 受入施設

厚木市資源化センター（厚木市上古沢 1013）

(3) 事務委託期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 受入量

約2 t/年

【廃乾電池等の処理実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
厚木市	78.31 t	98.99 t	81.72 t	86.34 t
清川村*	12.27 t	0 t	0 t	1.75 t

※ 令和元年度は7年間分（H25~R1）の量

令和4年度に3年間分（R2~R4）を処理予定

(5) 搬入方法

清川村の車両が厚木市資源化センターへ搬入

(6) 処理単価

厚木市が廃乾電池等を処理するために締結した業務委託契約の単価

4 今後のスケジュール

令和4年9月30日	経営会議
令和4年10月	12月定例会議案提出
令和4年12月	議案の上程
令和5年1月	協議書（規約）締結 地方自治法第252条の2の2第2項に基づく告示 地方自治法第252条の2の2第2項に基づく県への届出
令和5年2月	規約に基づく協議書締結
令和5年4月1日	協議書（規約）及び協議書の施行

5 参考：地方自治法抜粋

（事務の委託）

第二百五十二条の十四 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

（協議会の設置）

第二百五十二条の二の二 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4 公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。

5 普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体は、当該計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。

6 普通地方公共団体の協議会は、必要があると認めるときは、関係のある公の機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（昭二七法三〇六・追加、昭二九法一九三・昭三五法一一三・昭三六法二三五・昭四四法二・平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正、平二六法四二・旧第二百五十二条の二繰下）